

平成二十九年 大学院人文科学府修士課程第2期入学試験問題  
( 日本史学 )

次の一く八の設問から6問を選び解答せよ。但し、解答は全て縦書きとすること。

一 左に掲げた史料に関する設問(一)～(六)に答えよ。なお、本史料は新訂増補国史大系本である。

大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝冬嗣寺奉 勅撰

以、前本甲本作

平、宮本及逸史  
作于○簡、前本  
及文粹、无、恐衍

後、宮、本作來

合、文粹作倭○  
想、前本作思○  
治宮、本作法  
行、文粹无

行、前本亦无、當  
衍

量、原作畧、今從  
一本宮、本及逸  
史

改、乙本丙本丁  
本宮本夏本及逸  
史作施

循、原作脩、據林  
本宮本夏本改  
輕、宮本作煩

例、前本无

覽、文粹作壁○  
探、原作採、今從  
前本

敢、宮、本及逸史  
文粹作職

錯、宮、本及文  
粹作紙、前本  
作錯、○別、丙  
本宮、本及逸史  
文粹作左

蓋聞、律以懲肅爲宗、令以勸誠爲本、格則量時立制、式則補闕拾遺、四者相須、足以垂範、譬猶寒暑  
通以成歲、昏且迭而育物、有沿有革、或輕或重、寔治國之權衡、信馭民之轡策者也、古者世質時素、法令  
未彰、無爲而治、不肅而化、暨乎 推古天皇十二年、上宮太子親作憲法十七箇條、國家制法自茲始焉、  
降至 天智天皇元年、制令廿二卷、世人所謂近江朝遊之令也、爰逮 文武天皇大寶元年、贈太政大臣正

一位藤原朝臣不比寺奉 勅撰律六卷、令十一卷、養老二年、復同大臣不比寺奉 勅更撰律令、各爲十  
卷、今行於世、律令是也、故去天平勝寶九歲五月廿日 勅書備 頃年選人、依格結階、人々高位、不便任  
官、自今以後、宜依新令、去養老年中、朕外祖故太政大臣奉 勅刊脩律令、宜仰所司早令施行、先帝

德合、義載、明齊、照臨、四海有、截、八紘無事、然而凝情政體、聘想治術、以爲律令是爲從政之本、格式  
乃爲守職之要、方今雖律令頻經刊脩、而格式未加編緝、稽之政道、尙有所闕、乃 詔贈從一位行左大

臣藤原朝臣內麻呂、故參議從三位行常陸守菅野朝臣眞道等、始令撰定、草創未成、遭時過密、寢而不爲、  
天朝以聖承聖、資明繼明、敷景化於寰中、暢仁風於海外、然而顧先緒之未遂、切堂構於 宸襟、爰降  
綸言、尋令脩撰、申 詔大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣、故正三位行中

納言臣藤原朝臣葛野麻呂、參議從三位行近江守臣秋篠朝臣安人、參議從四位上行春宮大夫兼行左兵衛  
督式部大輔臣藤原朝臣三守、從五位下守左近衛少將臣橘朝臣常主、從五位下守大判事兼行播磨大掾臣  
物部中原宿祢敏久等、上遵 睿旨、下考時宜、探官府之故事、據諸曹之遺例、商量今古、審察用捨、以類

相從、分隸諸司、其隨時制宜、已經奉 勅者、即載本文、別編爲格、或雖非奉 勅事、自稱大者、奏加奉  
勅、回而取焉、若屢有改張、向背各異者、畧前存後、以省重出、自此之外、司存常變、或可禪、法令或堪、爲  
永例者、隨狀、增損惣入於式、若夏類班難、不得指附者、各爲雜篇、次之於末、其諸司所行彼此參差、或

回、循雖久、不便於事、若斯之流、難以取則、具錄其狀、伏聽 天裁、至如米塩魚肉兩數紛紜、及鋪設雜  
器功程多少等類、事既輕碎、臣等商量、務從折中、不煩上聞、其朝會之禮、蕃客之儀、頃年之間、隨宜改易、  
至於有事例、具存記文、今之所撰、且以畧諸、又交替者、延曆年中、勘解由使撰定奏聞、遵行已久、仍舊而

存、不加取捨、但年代浸遠、京都屢遷、諸司文案多或墮失、雖加探索、猶有未備、上起大寶元年、下迄弘仁  
十年、都爲式冊卷、格十卷、詳簡而事詳、文約而旨暢、庶使覽之者易曉、施之者易行、布之象魏、與天地  
而無窮、銘之景鐘、將金石而不朽、臣等學非稽古、才闕當今、猥稟 明詔、敢事銓緝、雖辭膚淺、恐多

錯、凡厥篇目列之如別。

(一) この文章に表題をつけよ。

(二) 傍線①の人物について、その事跡を簡単に説明せよ。

(三) 傍線②の人物について、その事跡を数行で説明せよ。

(四) 傍線③について、事情を簡単に説明せよ。

(五) 波線④の部分を読み下せ。ただし、異体字については、現行通用の字体で記すこと。

(六) 波線⑤の部分で現代語に訳せ。

二次の語句①～⑥の中から2つを選び、概要を説明した上で批判せよ。

- ① 在地首長制論
- ② 王朝国家体制論
- ③ 畿内政権論
- ④ 権門体制論
- ⑤ 東アジア世界論
- ⑥ 冊封体制論

三次の史料は、応永二年（一三九五）の文書である。設問（一）～（四）に答えよ。

備後国桑原方六ヶ郷地頭職・尾道倉敷事、任去月五日御寄附、可被沙汰付高野山西塔雑掌之状、依仰執達如件、

応永二年四月五日

細川九郎〔頼長〕殿

左衛門佐〔斯波義将〕（花押）

〔高野山文書〕

（一）この文書の本文を書き下せ。

（二）この文書の発給者の左衛門佐は、当時の室町幕府管領の斯波義将である。本文中の「去月五日御寄附」とは、いつ、誰の、どのような文書と考えられるか、記せ。

（三）この文書に見える桑原方は、高野山領の備後国太田荘の一部である。「尾道倉敷」とはいかなるものであったか、考えるところを記せ。

（四）この文書の宛所の細川九郎（頼長）は、どのような役職にあったと考えられるか、記せ。

四次の語句（一）～（五）を説明せよ。

- （一）着到状
- （二）施行状
- （三）書下
- （四）起請文
- （五）一揆契諾状

五 次の史料は、ある藩の「御目附方日記」の文政一〇年（二八二七）閏六月二六日条である。この史料を読み、設問（一）・（二）に答えよ。

著作権上の理由により，WEB公開版では，問題文から削除した。

（早稲田大学所蔵）

- （一）この史料について、全文の釈文を作成せよ。但し、漢字及び変体仮名は、現行通用の字体を用いること。また、適切な位置に読点を付けること。
- （二）この史料の「口達」の内容について、解釈せよ。

六 日本近世史に関する次の①～④の語句を説明せよ。

- ① 島津重豪
- ② 浦触
- ③ 平戸イギリス商館
- ④ 『曾根崎心中』

七 日本近現代史に関する次の①～⑤の語句を説明せよ。

- ① シーメンス事件
- ② 内国勸業博覧会
- ③ 『蹇々録』
- ④ 国家総動員法
- ⑤ 市川房枝

著作権上の理由により，WEB公開版では，問題文から削除した。

(アジア歴史資料センター所蔵)

- (一) 史料中の西郷従道・山縣有朋をそれぞれ説明せよ。
- (二) 史料に記された「足尾銅山鉍毒事件」の概要とその意義について説明せよ。
- (三) 史料の「足尾銅山鉍毒事件」から「此段及上申候也」までの釈文を作成せよ。但し、漢字は現行通用の字体とし、仮名は全て平仮名とすること。また、適宜、読点を挿入すること。
- (四) 史料の内容を解釈せよ。